

新アプローチ法で 『日本書紀』の紀年を復元する

「無事績年削除法」
～『原日本紀』仮説による無事績年削除短縮法～



令和7年6月14日 日本古代史ネットワーク 古代史を解明する会
伊藤 雅文

初期天皇の 即位年

日本書紀

神武天皇	B C 6 6 0
綏靖天皇	B C 5 8 1
安寧天皇	B C 5 4 8
懿徳天皇	B C 5 1 0
孝昭天皇	B C 4 7 5
孝安天皇	B C 3 9 2
孝霊天皇	B C 2 9 0
孝元天皇	B C 2 1 4
開化天皇	B C 1 5 7
崇神天皇	B C 9 7
垂仁天皇	B C 2 9
景行天皇	A D 7 1
成務天皇	A D 1 3 1
仲哀天皇	A D 1 9 2
神功皇后	A D 2 0 1
応神天皇	A D 2 7 0

紀年論

実年代

無事績年削除法は——

- ・ 従来の研究とは一線を画する手法
- ・ 関連論文は一本のみ

笠井倭人「上代紀年に関する新研究」『史林』1953

→『古事記』崩年干支の正しさを証明するために使用

→例外などの作為により批判され、後続研究はなし



従来の紀年論への若干の反論

①天皇一代の平均在位年数を用いるもの

- ・ 科学的・統計学的なアプローチ法として人気
 - ・ 「基礎データによる年数の変動が大」「得られる数値が平均」が弱点
- ➡大まかな目安としては使用できるが、任意の天皇への適用は無理

②二倍年暦を用いるもの

- ・ 古代にそのような暦があったという事例は皆無（管見では）
 - ・ 論拠とされる魏志倭人伝の裴松之注については、恣意的な解釈
- ➡紀年短縮には便利な道具だが、論拠は薄弱

③『古事記』崩年干支を用いるもの

- ・ 崩年干支は本文の宝算に付けられた分注でありながら、宝算と不整合
 - ・ そもそも論拠はなく「『古事記』を信じるのみ」という信仰的なもの
- ➡来歴不明、かつ本文を否定しなければ成立しない本末転倒の説

①の参考資料

『日本書紀』 歴代天皇の治世

天 皇	即位年	治世
1 神武天皇	前660	76
2 綏靖天皇	前581	33
3 安寧天皇	前548	38
4 懿徳天皇	前510	34
5 孝昭天皇	前475	83
6 孝安天皇	前392	102
7 孝霊天皇	前290	76
8 孝元天皇	前214	57
9 開化天皇	前157	60
10 崇神天皇	前97	68
11 垂仁天皇	前29	99
12 景行天皇	71	60
13 成務天皇	131	60
14 仲哀天皇	192	9

天 皇	即位年	治世
神功皇后	201	(69)
15 応神天皇	270	41
16 仁徳天皇	313	87
17 履中天皇	400	6
18 反正天皇	406	5
19 允恭天皇	412	42
20 安康天皇	454	3
21 雄略天皇	457	23
22 清寧天皇	480	5
23 顕宗天皇	485	3
24 仁賢天皇	488	11
25 武烈天皇	499	8
26 継体天皇	507	25
27 安閑天皇	534	2

天 皇	即位年	治世
28 宣化天皇	536	4
29 欽明天皇	540	32
30 敏達天皇	572	14
31 用明天皇	586	2
32 崇峻天皇	588	5
33 推古天皇	593	36
34 舒明天皇	629	13
35 皇極天皇	642	4 讓位
36 孝徳天皇	645	5
37 斉明天皇	655	7 重祚
38 天智天皇	662	10
39 弘文天皇	(672)	(0)
40 天武天皇	673	15
41 持統天皇	690	11 讓位

②の参考資料

『三国志』 魏志倭人伝 裴松之注

魏略曰 其俗不知正歳四節 但計春耕秋収為年紀

（訳）魏略にいわく。倭の習俗では正月を年の初めとすることや春夏秋冬の四節が知られていない。

人々はただ春に耕作し秋に収穫することによって年を数えている。

この注釈は「邪馬台国時代の倭人社会には中国の暦が知られておらず、倭人は農作業のサイクルによって一年を数えている」という意味に過ぎず「倭人が一年を二年と数えている」と解釈することは不可能

『晋書』 四夷伝

不知正歳四節 但計秋収之時以為年紀

（訳）（倭人は）正月を年の初めとすることや春夏秋冬の四節を知らない。人々は秋の収穫を節目として一年を数えている。

③の参考資料

『古事記』崩年干支 ※抜粋

代数	天 皇	宝 算	崩年干支	一般的比定年
10	崇神天皇	168	戊寅	258 or 318
11	垂仁天皇	153	—	—
12	景行天皇	137	—	—
13	成務天皇	95	乙卯	355
14	仲哀天皇	52	壬戌	362
15	応神天皇	130	甲午	394
16	仁徳天皇	83	丁卯	427
17	履中天皇	64	壬申	432
18	反正天皇	60	丁丑	437
19	允恭天皇	78	甲午	454
20	安康天皇	56	—	—
21	雄略天皇	124	己巳	489

⇒ 261年誕生

⇒ 311年誕生

⇒ 265年誕生

⇒ 345年誕生

⇒ 367年誕生

⇒ 378年誕生

⇒ 377年誕生

⇒ 401年誕生 (即位3年暗殺とすれば)

⇒ 366年誕生

無事績年削除法

『日本書紀』紀年から、**無事績年**を機械的に削除する復元法

【無事績年】 歴代天皇紀の中で何の事績も出来事も記されない年

復元前(『日本書紀』崇神天皇紀) ※白地が無事績年

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21				47	48	49				58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	--	--	--	----	----	----	--	--	--	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

無事績年削除

1	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	17	48	60	62	65	68
---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----

復元後

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----

無事績年削除法

●無事績年一覽表

	天 皇	即位年	治世	無事績年
1	神武天皇	前660	76	70
2	綏靖天皇	前581	33	28
3	安寧天皇	前548	38	33
4	懿德天皇	前510	34	30
5	孝昭天皇	前475	83	79
6	孝安天皇	前392	102	96
7	孝靈天皇	前290	76	72
8	孝元天皇	前214	57	51
9	開化天皇	前157	60	55
10	崇神天皇	前97	68	51
11	垂仁天皇	前29	99	77
12	景行天皇	71	60	36
13	成務天皇	131	60	53
14	仲哀天皇	192	9	5

	天 皇	即位年	治世	無事績年
	神功皇后	201	(69)	48
15	応神天皇	270	41	18
16	仁德天皇	313	87	58
17	履中天皇	400	6	—
18	反正天皇	406	5	3
19	允恭天皇	412	42	28
20	安康天皇	454	3	—
21	雄略天皇	457	23	—
22	清寧天皇	480	5	—
23	顕宗天皇	485	3	—
24	仁賢天皇	488	11	2
25	武烈天皇	499	8	—
26	繼体天皇	507	25	7
27	安閑天皇	534	2	(2)

	天 皇	即位年	治世	無事績年
28	宣化天皇	536	4	1
29	欽明天皇	540	32	7
30	敏達天皇	572	14	—
31	用明天皇	586	2	—
32	崇峻天皇	588	5	—
33	推古天皇	593	36	(1)
34	舒明天皇	629	13	—
35	皇極天皇	642	4讓位	—
36	孝德天皇	645	5	—
37	齐明天皇	655	7重祚	—
38	天智天皇	662	10	—
39	弘文天皇	(672)	(0)	—
40	天武天皇	673	15	—
41	持統天皇	690	11讓位	—

無事績年削除法

天武天皇は、初代天皇が紀元前 6 6 0 年に即位したなどという紀年延長された長い歴史は求めず、早急な完成を求めただろう。

天武天皇が求めた国史（『原日本紀』）は実年代に沿って一年の欠落もない史書だった可能性が高い。



無事績年削除法

《『古事記』序文》「朕聞く。諸家の持てる帝紀と本辞はすでに真実とは違い、多くの虚偽が加えられているようだ。いまこの時にその誤りを改めなければ、年を経ずにその真実は失われてしまうだろう。これは国の根幹をなすものであり、天皇教化の基本となるものである。故に、帝紀を選び記し、旧辞を検討して、偽りを削り、真実を定めて、後世に伝えようと思う」

求めているのは「諸家により生じた誤りを正した、後世に伝える正しい歴史」「自身の正統性を宣言して天皇の権威を確かなものとする歴史」⇒「長い歴史」ではない

無事績年削除法

国史編纂は強力な王朝確立の一環

・ 草壁皇子の立太子 ・ 飛鳥浄御原律令に着手

➡**悠長な編纂期間は想定されない**

壬申の乱による天皇位篡奪という悪行の抹消

➡**生存中の完成を求めた**

収集された史料に紀年延長操作は施されていない

➡**実年代にそって編纂された**

中国史書『春秋』を模範として記述

➡**『春秋』に準じて1年の欠落もない連年記載**

無事績年削除法

『春秋』と『日本書紀』の記述様式の比較

春秋

『春秋』 隠公

二年 秋 八月 庚辰 公及戎盟于唐

年

四季

月

日 (干支)

記事

2年の秋、8月庚辰（?日）に隠公は唐で戎と盟を交わした

日本書紀

『日本書紀』 崇神天皇

元年 春 正月 壬午朔甲午 皇太子即天皇位

年

四季

月

日 (干支)

記事

元年の春、1月壬午朔甲午（13日）に皇太子は天皇位につかれた

無事績年削除法

『**令集解**』 卷第三＞中務＞図書寮＞頭一人＞修撰国史
又古記云、国史、当時之事記書名也、
如**春秋漢書**之類、実録事也

※『令集解』 國書刊行会1912（国立国会図書館デジタルコレクションより引用）

「**古記**」とは702年施行の**大宝令の注釈書のこと**
→『**日本書紀**』編纂に近い時期に「**国史は『春秋』と同様のものである**」
という認識があった

- ・『春秋』は242年にわたって一年の欠落もない歴史を綴る
 - ・『漢書』も帝紀は同様式で100年以上欠落なく歴史を綴る
- 『**日本書紀**』に大量の空白・欠落がみられるのは非常に不自然
天武天皇の国史は一年の欠落もない歴史を志向した可能性が高い

天武朝

686

称制

690

持統朝

697

文武朝

707

元明朝

715

元正朝

元嘉暦

儀鳳暦

原日本紀

 α 群述作 β 群述作

(中臣連大嶋/平群臣子首) (続守言・薩弘格)

(山田史御方)

卷30述作
全編加筆

卷

内容

群

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
神代上	神代下	神武	綏靖 — 開化	崇神	垂仁	景行 成務	仲哀	神功	応神	仁徳	履中 反正	允恭 安康	雄略	清寧 顕宗 仁賢	武烈	継体	安閑 宣化	欽明	敏達	用明 崇峻	推古	舒明	皇極	孝徳	斉明	天智	天武上	天武下	持統
β													α							β	α			β					

小川清彦
(天文学者)
安康天皇紀以前の
暦日は天武朝
以降に儀鳳暦に
よって推算・創
作された

初代天皇

彦火火出見尊であり
神武天皇であり
崇神天皇である

294年東征出発
301年即位

それ以前は「神代」
説話集→年代不明

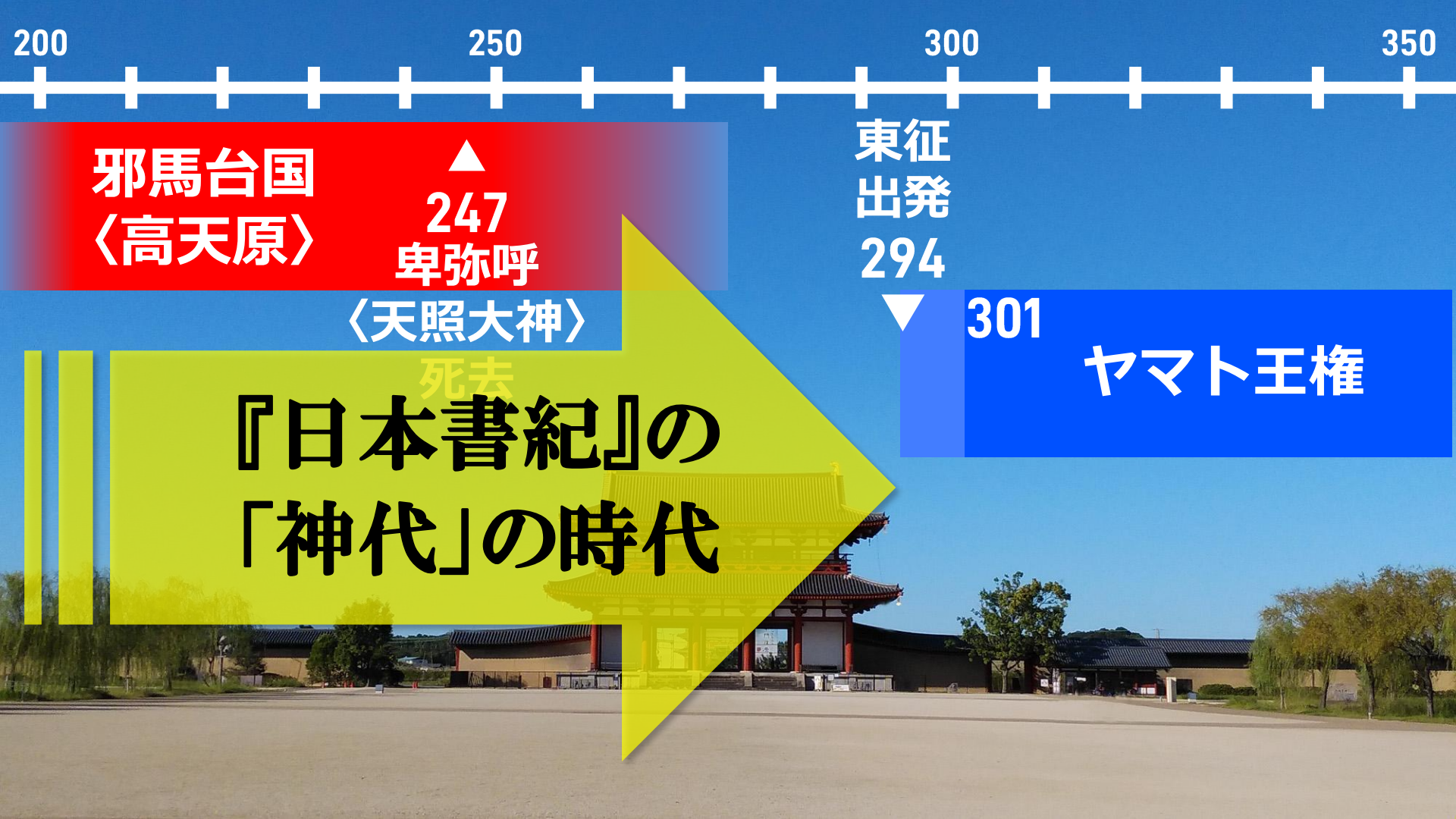
『日本書紀』復元紀年による天皇即位年（「無事績年削除法」による）

天 皇	即位年
崇神天皇	301
垂仁天皇	321
景行天皇	343
成務天皇	367
仲哀天皇	375
応神天皇	396
仁徳天皇	422
履中天皇	451
反正天皇	457
允恭天皇	459

天 皇	即位年
安康天皇	473
雄略天皇	476
清寧天皇	499
顕宗天皇	504
仁賢天皇	507
武烈天皇	518

継体天皇	507
安閑天皇	532
宣化天皇	536
欽明天皇	540

※507年～525年は
継体朝と仁賢・武烈朝の
並立説に基づき修正。



200

250

300

350

邪馬台国
<高天原>

▲
247
卑弥呼

<天照大神>

死去

東征
出発
294



301

ヤマト王権

従来の紀年論が復元に失敗した原因

天武天皇の国史編纂方針に起因する。

天武天皇朝（日本）の正統性・神聖性を確定させるために
不都合な事象は隠蔽および改変した。

①倭の五王による遣使朝貢の隠蔽

『原日本紀』段階での隠蔽に加えて、紀年延長が行われた。

➡現行『日本書紀』の年代観から五王比定を行ったり、
それを基準に紀年復元を行うことは、ある意味ナンセンス。

②継体天皇朝と仁賢・武烈天皇朝並立の直列化

これを考慮しない紀年復元は不可能。

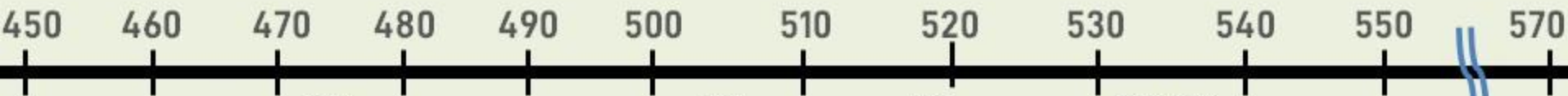
第一期無事績年

天 皇	即位年	治世	無事績年
1 神武天皇	前660	76	70
2 綏靖天皇	前581	33	28
3 安寧天皇	前548	38	33
4 懿德天皇	前510	34	30
5 孝昭天皇	前475	83	79
6 孝安天皇	前392	102	96
7 孝靈天皇	前290	76	72
8 孝元天皇	前214	57	51
9 開化天皇	前157	60	55
10 崇神天皇	前97	68	51
11 垂仁天皇	前29	99	77
12 景行天皇	71	60	36
13 成務天皇	131	60	53
14 仲哀天皇	192	9	5

天 皇	即位年	治世	無事績年
神功皇后	201	(69)	48
15 応神天皇	270	41	18
16 仁德天皇	313	87	58
17 履中天皇	400	6	—
18 反正天皇	406	5	3
19 允恭天皇	412	42	28
20 安康天皇	454	3	—
21 雄略天皇	457	23	—
22 清寧天皇	480	5	—
23 顯宗天皇	485	3	—
24 仁賢天皇	488	11	2
25 武烈天皇	499	8	—
26 繼體天皇	507	25	7
27 安閑天皇	534	2	(2)

天 皇	即位年	治世	無事績年
28 宣化天皇	536	4	1
29 欽明天皇	540	32	7
30 敏達天皇	572	14	—
31 用明天皇	586	2	—
32 崇峻天皇	588	5	—
33 推古天皇	593	36	()
34 舒明天皇	629	13	—
35 皇極天皇	642	4讓位	—
36 孝德天皇	645	5	—
37 齊明天皇	655	7重祚	—
38 天智天皇	662	10	—
39 弘文天皇	(672)	(0)	—
40 天武天皇	673	15	—
41 持統天皇	690	11讓位	—

第二期無事績年



紀年の変遷

歴史の
真実



19年間〔507年～525年〕の王朝並立を直列に修正
(仁賢即位507年～欽明崩御571年の間で19年を間引いて調整)



紀年延長の第一段階として直列のまま間引いた19年を復元
(結果として仁賢即位 = 安楽即位が歴史の真実から19年さかのぼる)



合計19年の無事績年

『原日本紀』から『日本書紀』への紀年延長方法

天 皇	『原日本紀』 治世年数	『日本書紀』 治世年数
允恭天皇	14	42
反正天皇	2	5
履中天皇	6	6
仁徳天皇	29	87
応神天皇	23	41
仲哀天皇 ※神功皇后含む	21※1	78
成務天皇	7	60
景行天皇	24※2	60
垂仁天皇	22	99
崇神天皇	17	68

※1 「魏志」および「晋起居注」からの引用を除く。

※2 治世43年を含む。

3倍に延長

2.5倍（空位年1年を含む6年とみれば**3倍**）に延長

1倍（延長なし）

3倍に延長

十干十二支の3巡 = **180年**

※神功皇后摂政期間69年

（応神天皇治世23年の**3倍**）を挿入

2.5倍に延長

4.5倍に延長

4倍に延長